

（大臣官房予算課営繕発注）

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付すので、参加を希望する者は、下記の要領により競争参加資格確認資料等を提出されたく公告する。

記

1 業務概要

- （１） 業 務 名 農林水産研修所（２５）太陽光発電設備改修設計業務
- （２） 施設の場所 東京都八王子市廿里町３６－１
- （３） 業務内容 別添仕様書のとおり。
- （４） 履行期限 令和８年３月２５日まで
- （５） 本業務は、競争参加資格確認申請書（別紙様式１号）及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出並びに入札等を紙入札方式にて行う。

2 競争参加資格

- （１） 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第７０条における中、特別の理由がある場合に該当する。
- （２） 農林水産省大臣官房参事官（経理）（以下「参事官（経理）」という。）における対象業種区分に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格を有する者のうち、「建築士事務所」としてＡ、Ｂ又はＣ等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、参事官（経理）が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- （３） 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４） 本業務に経常建設共同企業体として資料等を提出した場合、その構成員は単体として資料等を提出することはできない。
- （５） 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、参事官（経理）から「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和５９年５月１日付け ５９経第７７９号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （６） 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成１９年１２月７日付け １９経第１３１４号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、排除要請があり、参事官（経理）が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- （７） 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- （８） 管理技術者は、申請書等提出者の組織に所属していること。
- （９） 管理技術者は、一級建築士であること。

- (10) 受注者は業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、再委託先が参事官（経理）から（５）の指名停止を受けていないこと。

3 入札説明書の交付

- (1) 交付期間：令和７年11月17日から令和７年12月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の10時00分から16時00分まで。ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。
- (2) 交付方法：電子メールにより配布する。希望者は、（３）へ業務名、社名、担当者名及びメールアドレスを連絡すること（紙媒体での交付も可）。
- (3) 交付場所：東京都千代田区霞が関一丁目２番１号
農林水産省大臣官房予算課営繕総括班営繕総括第２係
（本館１階ドア番号：本120）電話 03(3591)7390
メールアドレス yosanka_eizen@maff.go.jp

4 申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は以下の申請書等を提出すること。（詳細は入札説明書による。）
- ① 競争参加資格確認申請書
 - ② 参事官（経理）所管の「令和７，８年度 資格確認通知書」の写し
 - ③ 一級建築士事務所の登録を証明する書面の写し
- なお、提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出期間：令和７年11月18日から令和７年12月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の10時00分から16時00分まで。ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。
- 提出方法：提出期限内に持参、郵送又はメール送付（３（３）のメールアドレスへ提出すること。）により提出すること。
- 提出場所：〒100-8950
東京都千代田区霞が関一丁目２番１号
農林水産省大臣官房予算課営繕総括班営繕総括第２係
（本館１階ドア番号：本120）
- (3) 申請書等に関する問合せ先
東京都千代田区霞が関一丁目２番１号
農林水産省大臣官房予算課営繕総括班営繕総括第２係
電話03(3591)7390
- (4) 提出部数 各１部

5 入札の執行等

- (1) 入札書は、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し以下に示した場所及び日時までに入札しなければならない。
- ① 令和７年12月18日10時30分までに農林水産省大臣官房予算課入札室（東京都千代田区霞が関1-2-1）に持参すること。（郵便による提出を希望する場合は、入札心得第４条に規定する入札手続きを遵守すること。）
 - ② 開札は、令和７年12月18日 11時00分 農林水産省大臣官房予算課入札室にて行う。
- (2) 入札執行回数は、原則として、２回を限度とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、参事官（経理）により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において上記2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(4) 落札者の決定方法

- ① 予決令第79条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とすることがある。
- ② 上記①において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上いるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

7 その他

- (1) 支出負担行為担当官が必要と認める場合には、申請書等の内容について確認を行うことがある。

- (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除

- ② 契約保証金 納付。納付額は請負代金額の10分の1以上とする。（保管金の取扱店みずほ銀行虎ノ門支店）

ただし、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができるとともに、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (4) 違約金について

本契約に関し、受注者、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（本契約締結後、業務委託料の変更があつた場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- ② 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による

課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- ③ 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- ④ 本契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- ⑤ 受注者が上記の①から④までの違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じた額を発注者に支払わなければならない。

（5） その他の詳細は、入札説明書による。

以上公告する。

令和7年11月17日

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房参事官（経理）

須 田 互

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページを御覧ください。
(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)
- 2 農林水産省は、「経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。